

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急 な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグ（いわゆる「脱法ドラッグ」）による健康被害が頻発していることから、2007年4月1日より、脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。今年7月1日には9物質が追加指定され、現在、77物質が「指定薬物」とされている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が数多く出回り、問題視されている。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚生労働省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は2012年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかになっている。

また、脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとする薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって、本市議会は国に対し、下記事項について、早急に対応するよう強く求めるものである。

記

- 1 指定薬物と成分構造が類似していれば、一括して薬事法の規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、

指定薬物を発見した場合に収去ができるなど、法整備の強化を図ること。

- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月1日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

あて

文部科学大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長